

香芝市職員の職務に関する要望等の記録等に関する規則をここに公布する。

令和6年7月29日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第19号

香芝市職員の職務に関する要望等の記録等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、香芝市の職員が、その職務に関して外部から受ける働き掛けについて、記録、報告及び情報共有の手続を定め、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、その内容を市民に公表することにより、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、職務に関して外部から受ける働き掛け（以下「働き掛け」という。）とは、香芝市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。（以下「職員」という。））に対し、職務に関する一定の具体的な行為をさせるように、又はさせないように行う要望、要請、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為（以下「要望等」という。）で、次に掲げるものをいう。

- (1) 職員以外の者（次号に掲げる者を除く。）からなされた要望等で、職員
の中止の求めにもかかわらず、長時間繰り返し又は威圧的な言動を伴って
なされたもの
- (2) 国会議員、都道府県議会議員又は市区町村議会議員並びにこれらの者の
秘書、代理人又は使者（第6条第2項において「秘書等」という。）から
なされたもの

(職員の責務)

第3条 職員は、働き掛けを受け、又は受けることが予想されるときは、特別の事情がない限り、複数の職員で対応するようにしなければならない。

2 職員は、働き掛けの内容を正確に把握するために録音その他の必要な措置を講じるとともに、不正な言動を伴う要望等に対してき然として対応しなければならない。

(要望等の記録票への記録等)

第4条 職員は、働き掛けを受けたときは、その内容を働き掛け記録票（別記様式）（以下「記録票」という。）に記録するものとする。この場合において、当該働き掛けが文書（ファクシミリ及び電子メール等を含む。）によるものであるときは、記録票に当該文書を添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、働き掛けが次の各号のいずれかに該当するときは、記録票を作成しないことができる。

(1) 公式又は公開の場において行われたものであって、議事録その他これに類するものとして別に記録があるとき。

(2) 働き掛けの内容が単なる問合せ又は公表されている事実内容の確認であることが明白であるとき。

(3) 働き掛けの内容が軽微なものであるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が記録票を作成する必要がないと認めたとき。

(報告)

第5条 職員は、前条第1項の記録票を作成したときは、市長に報告するものとする。

(記録の公表)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により記録票に記録された内容を取りまとめ、その件数及び概要を定期的に公表するものとする。

2 前項の公表に当たっては、記録票に記載された内容のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項各号に規定する不開示情報は、公表しない。ただし、第2条第2号に規定する者の公職の種類及び氏名（秘書等の氏名を除く。）は、公表するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

別記様式（第4条、第5条、第6条関係）
働き掛け記録票

記録票作成者	所属 職 氏名
記録票作成日	年 月 日

受付日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
受付方法及び場所	☐ 面談（場所： ） ☐ 電話（場所： ） ☐ その他（ ）
相手方	住所又は所在地 氏名又は名称 所属団体等
対応職員	所属 職 氏名 職 氏名 職 氏名 職 氏名
録音等の装置	☐ 録音実施 ☐ 録音拒否 ☐ その他（ ）
働き掛けの内容	
その他参考事項	
対応結果	